

定 款

社会福祉法人長野県社会福祉事業団

令和 7 年 1 0 月 1 7 日 変更届出

社会福祉法人長野県社会福祉事業団定款

〔沿革〕

40. 4. 2	設立認可	40.10. 4	変更認可	46. 4. 1	変更認可	47. 5.10	変更認可
47.11. 4	変更認可	48. 3.31	変更認可	50. 7.28	変更認可	52. 7. 4	変更認可
55. 9.18	変更認可	4. 6.10	変更認可	4. 6.19	変更届出	6. 5.11	変更認可
8. 5.23	変更認可	10. 4.17	変更認可	11. 4.12	変更認可	13. 3.26	変更認可
13. 6.25	変更認可	15. 6.27	変更認可	15.10.30	変更届出	16. 5.31	変更認可
16. 8.30	変更認可	16.12.13	変更認可	17. 4.27	変更認可	17. 6.10	変更届出
17.10. 6	変更認可	18. 5.24	変更認可	18. 7. 7	変更届出	18.11.17	変更認可
19. 6.18	変更認可	20.5.14	変更届出	20. 7. 9	変更届出	21. 6. 18	変更認可
21. 7.15	変更認可	22.1.29	変更届出	20. 7.21	変更届出	23. 5.26	変更認可
23. 7.13	変更届出	24.9.26	変更認可	25. 8. 30	変更届出	27. 6. 4	変更認可
28. 2. 15	変更届出	28.10.20	変更認可	29. 1.12	変更認可	29. 5. 25	変更認可
30. 4.27	変更認可	30.7.31	変更認可	R1. 7.10	変更認可	元.11.14	変更認可
2. 4.17	変更認可	2.12.21	変更認可	3. 7. 9	変更届出	7.10.17	変更届出

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、長野県における社会福祉の増進を図るための必要な事業を行うとともに、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）障害児入所施設の経営

（ロ）児童心理治療施設の経営

（ハ）障害者支援施設の経営

（ニ）特別養護老人ホームの経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）障害児通所支援事業の経営

（ロ）身体障害者福祉センターの経営

（ハ）障害福祉サービス事業の経営

（ニ）相談支援事業の経営

（ホ）移動支援事業の経営

（ヘ）地域活動支援センターの経営

（ト）老人デイサービス事業の経営

（チ）老人短期入所事業の経営

（リ）認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

（ヌ）児童家庭支援センターの経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人長野県社会福祉事業団という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の高齢者、在宅障がい児者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を長野県長野市大字高田364番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員11名以上14名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任・解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第6条の2 社会福祉法（以下「法」という。）第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることにならない。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに

関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、日額1万円を超えない範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置く。
- 3 議長は、その都度評議員の互選とする。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) 臨機の措置
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づ

き理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上10名以内

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を、理事長、1名を常務理事とする。

- 3 前項の常務理事をもって社会福祉法(以下「法」という。)第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

- 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員 の 資格)

第 1 6 条 の 2 法 第 4 4 条 第 6 項 を 遵 守 す る と と も に 、 こ の 法 人 の 理 事 の う ち に は 、 理 事 の い ず れ か 一 人 及 び そ の 親 族 そ の 他 特 殊 の 関 係 が あ る 者 の 合 計 数 が 、 理 事 総 数 の 3 分 の 1 を 超 え て 含 ま れ る こ と に な っ て は な ら ない。

2 法 第 4 4 条 第 7 項 を 遵 守 す る と と も に 、 こ の 法 人 の 監 事 に は 、 こ の 法 人 の 理 事 及 び 評 議 員 並 び に 、 こ の 法 人 の 職 員 が 含 ま れ て は な ら ない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理 事 の 職 務 及 び 権 限)

第 1 7 条 理 事 は 、 理 事 会 を 構 成 し 、 法 令 及 び こ の 定 款 で 定 め る と ころ に よ り 、 職 務 を 執 行 す る。

2 理 事 長 は 、 法 令 及 び こ の 定 款 で 定 め る と ころ に よ り 、 こ の 法 人 を 代 表 し 、 そ の 業 務 を 執 行 し 、 常 務 理 事 は 、 理 事 会 に お い て 別 に 定 め る と ころ に よ り 、 こ の 法 人 の 業 務 を 分 担 執 行 す る。

3 理 事 長 及 び 常 務 理 事 は 、 毎 会 計 年 度 に 4 箇 月 を 超 え る 間 隔 で 2 回 以 上 、 自 己 の 職 務 の 執 行 の 状 況 を 理 事 会 に 報 告 し な け れ ば な ら ない。

(監 事 の 職 務 及 び 権 限)

第 1 8 条 監 事 は 、 理 事 の 職 務 の 執 行 を 監 査 し 、 法 令 で 定 め る と ころ に よ り 、 監 査 報 告 を 作 成 す る。

2 監 事 は 、 い つ で も 、 理 事 及 び 職 員 に 対 し て 事 業 の 報 告 を 求 め 、 こ の 法 人 の 業 務 及 び 財 産 の 状 況 の 調 査 を す る こ と が で き る。

3 前 各 項 に 定 め る ほ か 、 監 事 は 、 理 事 会 に 出 席 し 、 必 要 が あ る と 認 め る と き は 、 意 見 を 述 べ な け れ ば な ら ない。

(会 計 監 査 人 の 職 務 及 び 権 限)

第 1 9 条 会 計 監 査 人 は 、 法 令 で 定 め る と ころ に よ り 、 こ の 法 人 の 計 算 書 類 (貸 借 対 照 表 、 資 金 収 支 計 算 書 及 び 事 業 活 動 計 算 書) 並 び に こ れ ら の 附 属 明 細 書 及 び 財 産 目 録 を 監 査 し 、 会 計 監 査 報 告 を 作 成 す る。

2 会 計 監 査 人 は 、 い つ で も 、 次 に 掲 げ る も の の 閲 覧 及 び 謄 写 を し 、 又 は 理 事 及 び 職 員 に 対 し 、 会 計 に 関 す る 報 告 を 求 め る こ と が で き る。

(1) 会 計 帳 簿 又 は こ れ に 関 す る 資 料 が 書 面 を も っ て 作 成 さ れ て い る と き は 、 当 該 書 面

(2) 会 計 帳 簿 又 は こ れ に 関 す る 資 料 が 電 磁 的 記 録 を も っ て 作 成 さ れ て い る と き は 、 当 該 電 磁 的 記 録 に 記 録 さ れ た 事 項 を 法 令 で 定 め る 方 法 に よ り 表 示 し た も の

(役 員 及 び 会 計 監 査 人 の 任 期)

第 2 0 条 理 事 又 は 監 事 の 任 期 は 、 選 任 後 2 年 以 内 に 終 了 す る 会 計 年 度 の う ち 最 終 の も の に 関 す る 定 時 評 議 員 会 の 終 結 の 時 ま で と し 、 再 任 を 妨 げ ない。

2 補 欠 と し て 選 任 さ れ た 理 事 又 は 監 事 の 任 期 は 、 前 任 者 の 任 期 の 満 了 す る 時 ま で と す る こ と が で き る。

- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の一部免除)

第22条の2 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約の締結による責任の限定)

第22条の3 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又は当該法人の職員でないものに限る。）監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1万円以上であらかじめ定めた額と法第45条の20

第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と契約することができる。

3 前項の「あらかじめ定めた額」は、責任限定契約書において定めることとする。

(職 員)

第23条 この法人に職員を置く。

2 この法人の設置経営する地域等のブロックの長（以下「ブロック長」という。）、事務局長及び事業所の長（以下「事業所長」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 ブロック長、事務局長及び事業所長以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構 成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置く。

3 議長は、その都度理事の互選とする。

(権 限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会に定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。ただし、理事長が出席しなかった場合には、出席した理事と監事の全員が記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産及び公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 建物

長野県長野市豊野町豊野字泉平2230番地1所在の

水内荘 管理棟、居住棟 3棟

(鉄骨鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき渡廊下付平家建)

(2,193.26㎡)

体育館 1棟

(鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建) (368.37㎡)

作業棟(日中活動訓練課) 1棟

(鉄筋コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建)

(284.89㎡)

作業棟 1棟

(鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建) (139.96㎡)

作業棟 1棟

(鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建) (79.57㎡)

車庫 1棟

(鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建) (89.60㎡)

計 8棟

(3,155.65㎡)

長野県長野市豊野町豊野字上伊豆毛1635番地1、1632番地1所在の

八雲日和 1棟

(木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建) (414.87㎡)

長野県駒ヶ根市下平1581番地1所在の

のどか 1棟

(木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建) (132.39㎡)

長野県長野市豊野町豊野字上伊豆毛1631番地2所在の

八雲日和	1 棟	(木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建)	(296.44㎡)
長野県長野市豊野町豊野字下神代803番地25所在の ドマーニ小嶋	1 棟	(木造合金メッキ鋼板ぶき2階建)	(1 階 84.46㎡) (2 階 79.49㎡)
長野県伊那市西箕輪7114番地8所在の いなにしホーム	1 棟	(木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建)	(148.22㎡)
長野県松本市大字島内字本田863番地1、865番地9所在の 島内ホーム	1 棟	(木造合金メッキ鋼板ぶき平家建)	(166.00㎡)
長野県駒ヶ根市下平745番地6 所在の さやか	1 棟	(木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建)	(148.22㎡)
長野県伊那市西箕輪7514番地1 所在の いずみ	1 棟	(木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建)	(148.22㎡)
長野県長野市豊野町石字向美濃和田661番地3所在の コーポやまなみ	1 棟	(木造かわらぶき2階建)	(1 階 106.01㎡) (2 階 78.29㎡)
長野県安曇野市三郷明盛 381 番地 1 所在の 第1三郷ホーム	1 棟	(木造合金メッキ鋼板ぶき平家建)	(170.85㎡)
長野県安曇野市三郷明盛 381 番地 1 所在の 第2三郷ホーム	1 棟	(木造合金メッキ鋼板ぶき2階建)	(1 階 101.35㎡) (2 階 73.20㎡)
長野県駒ヶ根市赤穂 11307 番地 1 所在の みやのまえ	1 棟	(木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建)	(149.19㎡)
長野県松本市波田字波多 4417 番地 8、4417 番地 7 所在の			

波田しなのハイツ	1 棟	
(木造合金メッキ鋼板ぶき平家建)		(205.90 m ²)
長野県伊那市高遠町小原 727 番地所在の 高遠陽だまりホーム	1 棟	
(木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建)		(166.58m ²)
長野県長野市豊野町豊野字内土浮 376 番地 4、367 番地 4、376 番地 5 所在の 小春日和	1 棟	
(鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建)	(1 階	182.92m ²)
	(2 階	175.41m ²)
長野県駒ケ根市赤穂11378番地、11379番地7所在の ねむの花	1 棟	
(木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建)		(269.13m ²)
長野県駒ケ根市下平5617番地所在の さんさん	1 棟	
(木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建)		(256.71m ²)
長野県駒ケ根市下平5617番地所在の とことこ	1 棟	
(木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建)		(250.91m ²)
長野県長野市豊野町豊野字内土浮360番地1所在の 八雲日和 うどん・おやき工房「さくら」	1 棟	
(鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建)	(1 階	177.77m ²)
	(2 階	202.82m ²)
長野県上伊那郡南箕輪村字久保田76番地1、76番地2、76番地3、77番地所在の ほっとジョイブ 店舗・作業所	1 棟	
(鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建)		(832.78m ²)
物置	1 棟	
(軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建)		(25.48m ²)
計	2 棟	
		(858.26m ²)
長野県長野市豊野町豊野2298番地2及び長野県長野市豊野町浅野160番地 2 所 在の 泉平ハイツ	1 棟	

(鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建)
(2,922.32㎡)

りんごの木 1 棟
(木・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建)
(307.11㎡)

長野県長野市豊野町豊野2298番地2所在の
泉平ファミリー 2 棟
(鉄骨造アルミニウム板ぶき平家建)
(642.84㎡)

長野県伊那市御園23番地2所在の
新町ホーム 1 棟
(木造瓦ぶき2階建) (1階 116.83㎡)
(2階 33.12㎡)

長野県長野市豊野町豊野字下伊豆毛940番地9、940番地19所在の
ぽかぽかハイツ 1 棟
(木造瓦ぶき2階建) (1階 108.44㎡)
(2階 61.58㎡)

長野県伊那市中央4605番地22所在の
伊那ゆいま〜る 1 棟
(木造合金メッキ鋼板ぶき平家建) (865.17㎡)

(2) 土地

長野県長野市豊野町豊野字泉平2311番4 (122.00㎡)
同 上 2311番5 (303.00㎡)
同 上 2311番6 (103.00㎡)
計 3 筆 (528.00㎡)

長野県長野市豊野町石字向美濃和田 661 番 3 (291.58㎡)

長野県長野市豊野町豊野字内土浮 367 番 4 (100.73㎡)
同 上 376 番 4 (219.42㎡)
同 上 376 番 5 (115.00㎡)
計 3 筆 (435.15㎡)

長野県伊那市高遠町小原727番 (645.00㎡)

長野県上伊那郡南箕輪村字久保田76番1 (619.00㎡)
同 上 76番2 (1,200.00㎡)

同 上	76番3	(397.57㎡)	
同 上	77番	(780.00㎡)	
計	4 筆		(2,996.57㎡)
長野県長野市豊野町豊野2298番地2			(8,954.72㎡)
長野県長野市豊野町浅野160番地2			(3,221.15㎡)
長野県伊那市御園23番2			(470.19㎡)
長野県長野市豊野町豊野字下伊豆毛940番9			(557.27㎡)
長野県伊那市中央4605番22			(4,533㎡)

(3) 現 金 16,520,000円

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、長野県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、長野県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に関する担保に限る。）

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意を得たのち、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、特に緊急を要すると理事長が認める収支予算の変更については、理事長が専決し、理事会及び評議員会に報告するものとする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告書
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の処置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種 別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉施設職員養成及び社会的支援が必要な人たち等への修学資金等貸付事業
- (2) 心身障害児(者)タイムケア事業
- (3) 長野市障害児自立サポート事業
- (4) 職場適応援助事業
- (5) 居宅介護支援事業
- (6) その他障がい者等の福祉に関する事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第8章 解 散

(解 散)

第38条 この法人は、法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第39条の2 この法人が保有する株式について、その株式に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要すること。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、長野県知事の認可(法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を長野県知事に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、社会福祉法人長野県社会福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 42 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	西沢 権一郎
理 事	笠原 吉三
〃	風間 和夫
〃	村田 巖
〃	夏目 忠雄
〃	黒田 新一郎
〃	小坂 武雄
〃	石原 俊輝
〃	田中 重弥
〃	小出 隆
〃	藤井伊右衛門
〃	宮原 栄吉
〃	平野 浩一
監 事	橋詰 英雄
監 事	下島 亮二

附 則

この定款は、平成 19 年 2 月 23 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 20 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 20 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 21 年 2 月 12 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 21 年 3 月 27 日から施行する。
附 則
この定款は、平成 21 年 5 月 28 日から施行する。
附 則
この定款は、平成 21 年 12 月 3 日から施行する。
附 則
この定款は、平成 22 年 5 月 25 日から施行する。
附 則
この定款は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。
附 則
この定款は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この定款は、平成 23 年 5 月 27 日から施行する。
附 則
この定款は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この定款は、平成 24 年 5 月 29 日から施行する。
附 則
この定款は、平成 25 年 5 月 28 日から施行する。
附 則
この定款は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この定款は、平成 27 年 12 月 3 日から施行する。
附 則
この定款は、平成 28 年 5 月 26 日から施行する。
附 則
この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この定款は、平成 30 年 3 月 20 日から施行する。
附 則
この定款は、平成 30 年 6 月 26 日から施行する。
附 則
この定款は、平成 31 年 3 月 26 日から施行する。
附 則
この定款は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この定款は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この定款は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
附 則
この定款は、令和 3 年 6 月 24 日から施行する。